

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月八日

佐賀県公安委員会

委員長 山口 久美子

佐賀県公安委員会規則第三号

佐賀県警察組織規則の一部を改正する規則

佐賀県警察組織規則（平成六年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次の」を「次の」に、「
「広報県民課
企画課」
を「広報県民課」に、

「会計課」を
「
会計課
施設装備課」
に改める。

第三条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 被疑者取調べの監督に関する事

第三条第二項第一号中「第七号」を「第八号」に改め、同条に次の一項を加える。

3 総務課に、取調べ監督室を置く。

一 取調べ監督室は、第一項第七号に掲げる事務をつかさどる。

二 取調べ監督室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

四 室長は、命を受け、取調べ監督室の事務を掌理する。

第三条の二中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 犯罪被害者支援の総合調整に関する事

九 犯罪被害者等給付金に関する事

十 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律

(平成二十年法律第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関すること。

第三条の二に次の一項を加える。

2 広報県民課に、犯罪被害者支援室を置く。

一 犯罪被害者支援室は、前項第八号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

二 犯罪被害者支援室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員(警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。)をもって充てる。

四 室長は、命を受け、犯罪被害者支援室の事務を掌理する。

第四条の見出しを「(警務課)」に改め、同条第一項中「企画課」を「警務課」に改め、同項中第十二号を削り、同項第十四号を同項第十七号とし、同項第十三号中「他部」を「部内の調整並びに他部」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十一号を同項第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 庁内の警戒に関すること。

第四条第一項第十号中「地域課」を「通信指令課」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第九号を第十二号とし、第五号から第八号までを三号ずつ繰り下げ、第八号の前に次の二号を加える。

六 警察職員の給与及び退職手当に関すること。

七 警察職員の公務災害補償及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

第四条第一項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 警察職員の服務、採用、昇任、配置換えその他の人事に関すること。

第四条第二項中「企画課」を「警務課」に改め、同項第一号中「前項第一号

から第四号まで、第十号、第十一号及び第十三号」を「前項第二号から第五号まで及び第十三号から第十七号まで」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「企画課」を「警務課」に、「取調べ監督室」を「人材育成室」に改め、同項第一号中「取調べ監督室」を「人材育成室」に、「第一項第十二号」を「第一項第八号から第十二号まで」に改め、同項第二号及び第四号中「取調べ監督室」を「人材育成室」に改め、同条第四項中「企画課」を「警務課」に改め、同項第一号中「（警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。）」を削り、同項第二号中「第一項第九号」を「第一項第十二号」に改め、「事務」の下に「の指導に関する事務」を加える。

第四条の二を削る。

第五条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 留置管理に関すること。

第五条に次の一項を加える。

2 監察課に、留置管理官を置く。

一 留置管理官には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

二 留置管理官は、命を受け、前項第五号に掲げる事務をつかさどる。

第六条第一項第二号中「財産及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項第一号及び第三項第二号中「第五号」を「第四号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（施設装備課）

第六条の二 施設装備課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 財産の管理及び処分に関すること。

二 庁舎及び公舎の営繕に関すること。

三 警察装備に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、本部長又は警務部長の命ずること。

第九条中「次の四課」を「、次の五課」に、「地域課」を「地域課通信指令課」に改める。

第十二条第二項第二号中「前項第二号から第八号まで」を「第一項第二号から第六号まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 生活環境課に、サイバー犯罪対策室を置く。

一 サイバー犯罪対策室は、前項第七号及び第八号に掲げる事務をつかさどる。

二 サイバー犯罪対策室に、室長を置く。

三 室長には、警視の階級にある警察官をもって充てる。

四 室長は、命を受け、サイバー犯罪対策室の事務を掌理する。

第十三条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第五項を削る。

第十三条の次に次の一条を加える。

(通信指令課)

第十三条の二 通信指令課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 警察無線電話及び警察通信指令に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、本部長又は生活安全部長の命ずること。

第十四条中「次の」を「、次の」に改める。

第十四条の二第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条の二第一項中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 国際捜査共助に関すること。

第十八条中「次の四課一場二隊」を「、次の四課二隊」に、
「
運転免許課
運転免許試験

場」を「運転免許課」に改める。

第二十二条第一項第一号中「（運転免許試験場の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第九号中「運転免許センター」の下に「及び運転免許試験場」を加え、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「前項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 運転免許課に、運転免許試験場を置く。

一 運転免許試験場は、前項第一号に掲げる事務のうち、運転免許試験に関する事務、新規又は併記の運転免許証の交付に関する事務及び免許の取得時講習に関する事務並びに前項第九号に掲げる事務のうち、運転免許試験場の管理に関する事務をつかさどる。

二 運転免許試験場に、場長を置く。

三 場長には、警視の階級にある警察官又はこれに相当する一般職員をもつて充てる。

四 場長は、命を受け、運転免許試験場の事務を掌理する。

第二十二条の二を削る。

第二十四条中「次の」を「、次の」に改める。

第二十九条第一項中「部長」を「、部長」に改める。

第三十条第一項中「部に」を「部に、」に改め、同条第二項中「及び参事官には、」を「には」に改め、「警察官を」の下に「、参事官には警視正若しくは警視の階級にある警察官又はこれらに相当する一般職員を」を加える。

第三十条の二第一項中「部に」を「部に、」に改め、同条第二項中「警察官」の下に「又はこれに相当する一般職員」を加える。

第三十二条第一項を次のように改める。

本部各課に課長を、科学捜査研究所に所長を、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置く。

第三十二条第二項中「課長等」を「課長、所長及び隊長（以下「課長等」という。）」「に、「これ」を「これら」に改め、同条第三項中「課等」を「本部各課、科学捜査研究所、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊（以下「課等」という。）」「に改める。

第三十二条の二第一項中「生活安全部に」を「生活安全部に、」に改める。

第三十三条第一項中「部に」を「部に、」に改める。

第三十四条第一項中「参事」を「、参事」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

（佐賀県公安委員会運営規則の一部改正）

2 佐賀県公安委員会運営規則（昭和三十二年佐賀県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「、場」を削る。

第十五条第二項中「、運転免許課長及び運転免許試験場長」を「及び運転免許課長」に改める。

（佐賀県警察国有物品管理規則の一部改正）

3 佐賀県警察国有物品管理規則（昭和二十九年佐賀県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条中「、場」を削る。

(佐賀県公安委員会事務決裁等規則の一部改正)

4 佐賀県公安委員会事務決裁等規則(平成十五年佐賀県公安委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「、場長」を削る。

(佐賀県留置施設視察委員会に関する規則の一部改正)

5 佐賀県留置施設視察委員会に関する規則(平成十九年佐賀県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「警務課長」を「監察課長」に改める。

第四条第二項中「警務課」を「監察課」に改める。